（個人型年金運用指図者の届出）

第五十一条　削除

第五十一条　個人型年金運用指図者は、企業型年金加入者となったことにより個人型年金運用指図者の資格を喪失したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　当該資格を喪失した年月日

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動公衆送信による公告の方法） **第十四条の二**　令第十条本文の規定による自動公衆送信による公告は、基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （自動公衆送信により公告を行うことを要しない場合） **第十四条の三**　令第十条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　基金の加入者の数が千人未満である場合 二　基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 （基金の規約の軽微な変更） **第十五条**　法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一・二　（略） 三　第七条第一項第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十三号並びに第十四条に掲げる事項	（新設） （新設） （基金の規約の軽微な変更） **第十五条**　法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一・二　（略） 三　第七条第一項第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十三号並びに前条に掲げる事項

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動公衆送信による公告の方法） **第十七条の二**　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第六条による自動公衆送信による公告は、存続連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等） **第十七条の二の二**　（略） （責任準備金相当額の減額の申請） **第十九条**　平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一・二　（略） 三　次のイ又はロのいずれかに掲げる書類 イ　減額申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類 ロ　（略） 四・五　（略）	（新設） （存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等） **第十七条の二の二**　（略） （責任準備金相当額の減額の申請） **第十九条**　平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一・二　（略） 三　次のイ又はロのいずれかに掲げる書類 イ　減額申請日の属する月前二年間において公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類 ロ　（略） 四・五　（略）

附　則

この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。